平成２２年（フ）第１１４１５号
東京都練馬区豊玉北５丁目９－４－102
破産者　根深　　紀
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６０１号
東京都世田谷区桜丘５丁目48番12号　トーキーハウス201、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区桜丘３丁目19番１号
破産者　株式会社ケー・エー・エス
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６１３号
東京都練馬区大泉学園町８丁目２－25－303
破産者　黒田　　忍
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４０号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目251番地
破産者　株式会社アジュハイテックジャパン
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４３号
東京都板橋区成増３丁目26番15号
破産者　有限会社プリティウーマン
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４４号
埼玉県和光市白子３－39－28－205、住民票上の住所東京都板橋区成増１丁目18－14－202
破産者　細田　和義
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６５８号
東京都墨田区向島１丁目25番10号
破産者　ケーメイク株式会社
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６５９号
東京都墨田区向島１丁目25－10
破産者　久米　高視
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６９９号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原4193番地１
破産者　田島産業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７００号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原4601番地２
破産者　株式会社ハチマン
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７０１号
東京都葛飾区高砂５丁目53－17
破産者　田島　　忍
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７２０号
東京都昭島市福島町1011番地55　ルミネ東中神１Ｃ号
破産者　有限会社アイジェムス
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７３６号
東京都世田谷区給田４丁目27番６号
破産者　有限会社清田博典デザイン事務所
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７３７号
東京都世田谷区給田４丁目27－６－314
破産者　清田　博典
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７３８号
東京都世田谷区給田４丁目27－６－314
破産者　清田智恵美
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７５７号
東京都墨田区菊川３丁目21番11号
破産者　株式会社櫂システム
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７５８号
千葉県柏市あけぼの５丁目１－11－202
破産者　坂口　周司
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８１１号
東京都中央区築地７丁目18－28－1021　小林正治方、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区佃２丁目２番10－1913号
破産者　株式会社清水デザイン
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８２４号
埼玉県越谷市大字恩間新田261番地１
破産者　有限会社江和住宅
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８２５号
埼玉県越谷市大字恩間新田261－１
破産者　渡邉　文和
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８２６号
埼玉県越谷市大字恩間新田261－１
破産者　渡邉すみ江
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８４３号
神奈川県横浜市青葉区青葉台２丁目11番地14
破産者　株式会社スリーテック
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部